

## 日本透析医学会定款施行細則の一部改正（案）

現 行	改正案
一般社団法人日本透析医学会定款施行細則	一般社団法人日本透析医学会定款施行細則
第3章 役員	第3章 役員
<p>第10条 役員候補者はすべて評議員とし、評議員5名の推薦を得た者のうちから、総会において出席評議員の投票によって選出し、選任する。ただし、評議員の推薦には本人の承諾を必要とする。</p> <p>2. <u>          (新 規)</u></p>	<p>第10条 現行どおり</p> <p>2. <u>前項にかかわらず、理事会は、特別枠として2名の女性理事（以下「特別枠理事」という。）候補者を推薦するものとする。</u></p>
<p>第11条 理事候補者の投票は10名連記とし、得票数の多いものから順次候補者とする。監事候補者の投票は単記とし、得票数の多いものから順次候補者として、理事候補者及び監事候補者の選出を総会に諮るものとする。</p> <p>2. 得票数が同数の場合は、再度投票を行い、なお同数の場合は抽選により当選を決める。</p> <p>3. <u>          (新 規)</u></p> <p>4. <u>          (新 規)</u></p>	<p>第11条 現行どおり</p> <p>2. 現行どおり</p> <p>3. <u>前各項の規定は、特別枠理事候補者には適用しない。</u></p> <p>4. <u>第1項及び第2項により選出された理事候補者及び監事候補者、並びに特別枠理事候補者は、総会の承認を得なければならない。</u></p>
<p>第12条 定年により評議員の資格を失った役員は、役員資格を失う。</p>	<p>第12条 現行どおり</p>
<p>第13条 理事及び監事の任期中に欠員が生じた場合には、そのつど理事会にはかり、第11条の候補者の得票数次点の者から順次選任するものとする。</p>	<p>第13条 理事及び監事の任期中に欠員が生じた場合には、そのつど理事会にはかり、第11条の候補者の得票数次点の者から順次選任するものとする。<u>ただし、特別枠理事に関してはこの限りでない。</u></p>
第5章 委員会	第5章 委員会
<p>第17条 この法人は事業運営のため、次の常置委員会をおく。</p> <p>1) 総務委員会 2) 財務委員会 3) 編集委員会 4) 学術委員会 5) 統計調査委員会 6) 専門医制度委員会 7) 国際学術交流委員会</p>	<p>第17条 この法人は事業運営のため、次の常置委員会をおく。</p> <p>1) 総務委員会 2) 財務委員会 3) 編集委員会 4) 学術委員会 5) 統計調査委員会 6) 専門医制度委員会 7) 国際学術交流委員会</p>

現 行	改正案
<p>8) 評議員選出委員会  9) 保険委員会  10) 倫理委員会  11) 腎不全総合対策委員会  12) 危機管理委員会  13) 研究者の利益相反等検討委員会  14) 男女共同参画推進委員会  15) <u>新規</u></p> <p>附則 省略  附則 省略  附則 (平成 30 年 6 月 28 日一部改正)  本細則の一部改正は、同日から施行する。</p>	<p>8) 評議員選出委員会  9) 保険委員会  10) 倫理委員会  11) 腎不全総合対策委員会  12) 危機管理委員会  13) 研究者の利益相反等検討委員会  14) 男女共同参画推進委員会  15) <u>感染対策委員会</u></p> <p>附則 省略  附則 省略  附則 (平成 30 年 6 月 28 日一部改正)  本細則の一部改正は、同日から施行する。  <u>附則 (令和 年 月 日一部改正)</u>  <u>本細則の一部改正は、同日から施行する。</u></p>